

# 静岡市良好な商業環境の形成に関する条例施行規則の概要

## ○条例に基づき施行規則を定める項目

1. 商業施設の建築等の構想の届出書式及び添付書類について（条例第7条関係）
2. 市に届けられた届出書の公告等について（条例第8条関係）
3. 届出者による説明会の開催方法について（条例第9条第1項関係）
4. 届出者による説明会開催の公表方法等について（条例第9条第2項関係）
5. 市に提出する説明会の開催の届出書式について（条例第9条第3項関係）
6. 開催された説明会の状況報告の書式について（条例第9条第5項関係）
7. 商業施設の建築等の構想に対する意見書の書式について（条例第10条関係）
8. 意見書に対する見解書の書式について（条例第11条関係）
9. 商業施設の建築等の構想に変更があった場合の届出書式及び添付書類について（条例第12条関係）
10. 静岡市商業環境形成審査会の運営等について（条例第17条関係）
11. 条例の手続きの一部を要しない軽微な商業施設の建築等について（条例第18条関係）

1. 商業施設の建築等の構想の届出書式及び添付書類について（条例第7条関係）

規則の内容	条例（案）
<p>■商業施設の建築等の構想の届出書を定めます。</p> <p>■構想届出書に添付する書類は以下のとおりとします。</p> <p>(1) 付近見取図（商業施設の建築等を行う土地の区域を示したもの。）</p> <p>(2) 施設の配置に係る構想を示す図面</p> <p>(3) その他商業施設の建築等の構想の内容を示す図書</p>	<p>（商業施設の構想の届出）</p> <p>第7条 都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域内において次に掲げる商業施設の建築等を行おうとする者は、当該商業施設の建築等の設計等に着手する前に、商業施設の位置、概ねの規模、主な用途及び建築等の時期（以下「商業施設の構想」という。）を定め、規則で定めるところにより、必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>

2. 市に届けられた届出書の公告等について（条例第8条関係）

規則の内容	条例（案）
<p>■公告する内容は以下のとおりとします。</p> <p>(1) 条例第7条に規定する事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 商業施設の建築等に係る区域の土地の地名及び地番並びに面積</p> <p>(3) 当該商業施設の規模及び主な用途</p> <p>(4) 届出書の縦覧の場所、期間及び時間</p> <p>(5) 条例第10条第1項に規定する意見書の提出期限</p>	<p>（届出書の公告等）</p> <p>第8条 市長は、前条の規定による届出書の提出があったときは、速やかに、規則で定める事項を公告し、当該届出書の写しを当該公告の日から起算して4週間公衆の縦覧に供さなければならない。</p>

### 3. 届出者による説明会の開催方法について（条例第9条第1項関係）

規則の内容	条例（案）
<p>■説明会の開催方法は以下のとおり行なうものとしします。</p> <p>(1) 説明会は、条例第7条第1項及び第12条第1項に規定する届出のあった日の翌日から起算して、概ね3週間以内に開催しなければならないものとしします。ただし、特段の事情がある場合にはこの限りではありません。</p> <p>(2) 説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとしします。</p> <p>(3) 届出した者は、説明会において、商業施設の構想の内容を平易に記載した書類及び図面を配布の上、参加した者の質問に誠実に答えるよう努めなければならないものとしします。</p>	<p>（説明会の開催等）</p> <p>第9条 第7条の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、市民に対し当該商業施設の構想を周知させるための説明会を開催しなければならない。</p>

### 4. 届出者による説明会開催の公表方法等について（条例第9条第2項関係）

規則の内容	条例（案）
<p>■説明会の開催の周知方法については次のいずれかのとおり行なうものとしします。</p> <p>(1) 時事に関する事項を記載する日刊新聞紙へのちらし折り込み</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める方法</p> <p>■説明会の開催の公表内容については以下のとおりとしします。</p> <p>(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 商業施設の建築等に係る区域の土地の地名及び地番</p> <p>(3) 主な用途</p>	<p>（説明会の開催等）</p> <p>第9条第2項 前項の規定により説明会を開催しようとする者は、規則で定めるところにより、その開催の日時及び場所その他の規則で定める事項を、当該説明会の開催の日の1週間前までに公表しなければならない。</p>

5. 市に提出する説明会の開催の届出書式について（条例第9条第3項関係）

規則の内容	条例（案）
■市へ届出を行う説明会の開催の届出書を定めます。	第9条第3項 前項の規定による公表をしようとする者は、あらかじめ、当該公表に係る事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

6. 開催された説明会の状況報告の書式について（条例第9条第5項関係）

規則の内容	条例（案）
■説明会の実施状況の報告を定めます。	第9条第5項 第1項の規定により説明会を開催した者は、その開催の状況について、規則で定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。

7. 商業施設の建築等の構想に対する意見書の書式について（条例第10条関係）

規則の内容	条例（案）
■商業施設の構想に関する意見書の書式を定めます。	（意見書の提出等） 第10条 第7条の規定による届出に係る商業施設の構想について、良好な商業環境の形成を図る見地からの意見を有する者は、第8条の規定による公告の日から、同条の規定による縦覧の終了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までの間に、規則で定めるところにより、市長に意見書を提出することができる。

8. 意見書に対する見解書の書式について（条例第11条関係）

規則の内容	条例（案）
■意見書に対する見解書の書式を定めます。	（見解書の提出等） 第11条 前条第2項の規定による意見書の写しの送付を受けた者は、当該意見書に対する見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を、遅滞なく市長に提出しなければならない。

9. 商業施設の建築等の構想に変更があった場合の届出書式及び添付書類について (条例第 12 条関係)

規則の内容	条例 (案)
<p>■商業施設の構想の変更の届出の書式を定め、 「1. 商業施設の構想の届出に必要な書式及び添付書類について」の添付書類のうち、変更されたものを添付するものとします。</p>	<p>(商業施設の構想の変更の届出) 第 12 条 第 7 条の規定による届出を行った者は、同条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>

10. 静岡市商業環境形成審査会の運営等について (条例第 17 条関係)

規則の内容	条例 (案)
<p>■静岡市商業環境形成審査会の委員については、以下のとおり定めるものとします。 (1) 審査会に会長を置き、委員の互選により定めるものとします (2) 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表するものとします。 (3) 会長は、審査会の会議の議長となります。 (4) 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理します。</p> <p>■静岡市商業環境形成審査会の会議については、以下の通り定めるものとします。 (1) 審査会の会議は、会長が招集します。 (2) 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないものとします。 (3) 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決定するものとします。 (4) 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができるものとします。</p> <p>■静岡市商業環境形成審査会の庶務については、経済局商工部商業労政課において処理するものとします。</p>	<p>(静岡市商業環境形成審査会) 第 17 条 この条例の規定による勧告及び公表に当たり、専門的な見地からの意見を聴くため、静岡市商業環境形成審査会 (以下「審査会」という。) を置く。 2 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 第 14 条第 1 項の規定による勧告に関し意見を述べること。 (2) 第 15 条第 1 項の規定による公表に関し意見を述べること。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項 3 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1) 経済に関し学識経験を有する者 (2) 都市計画に関し学識経験を有する者 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6 委員は、再任されることができる。</p>

11. 条例の手続きの一部を要しない軽微な商業施設の建築等について（条例第 18 条第 1 号）

規則の内容	条例（案）
<p>■軽微な商業施設の建築等として条例第 7 条から第 16 条までの手続きを不要とするものは以下のとおりとします。</p> <p>(1) 条例第 7 条第 3 号又は第 4 号に規定する商業施設の建築等であって、これらの行為による建物の床面積のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分の増加が、1,000 平方メートル又はこれらの行為を行う前の商業施設の建物のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分の床面積の一割に相当する床面積のいずれか小さい面積を超えない場合において、市長が条例第 6 条第 1 項の指針に適合しているものと認めるとき。</p> <p>(2) 仮設及び一時的に行う商業施設の建築等</p>	<p>第 18 条 次に掲げる商業施設の建築等については、第 7 条から第 16 条までの規定は、適用しない。</p> <p>(1) 軽微な商業施設の建築等として規則で定めるもの</p>